

－死亡の手続きをされる方－



若林区

◎亡くなられた後の手続きのご案内です。

◎下記に記載のほかにも手続きや書類が必要となる場合があります。

■住民登録

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	亡くなられた方が世帯主で、かつ3名以上の世帯のとき 【世帯主変更の手続き】	右記担当課・窓口にお問い合わせください。	戸籍住民課	1階②番

■保険・年金等

★印は若林区役所以外の組織です。

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	国民健康保険に加入しているとき 【資格喪失及び葬祭費の手続き】	☐ 国民健康保険被保険者証又は資格確認書 もしくは資格情報のお知らせ ☐ 高齢受給者証（お持ちの方のみ） ☐ 葬祭を行った方の氏名が記載されている葬儀日程表または会葬礼状など （火葬のみの場合は埋火葬許可証の写しと火葬時の領収書） ☐ 葬祭を行った方の銀行口座のわかるもの（通帳またはキャッシュカード） ☐ 来庁者の本人確認書類	保険年金課	1 階⑧番
	国民健康保険料の納付が済んでいないとき	☐ 国民健康保険料納入通知書等		
	後期高齢者医療に加入していたとき 【葬祭費及び受領申出の手続き】	☐ 後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書 ☐ 葬祭日、葬祭を行った方（喪主）の氏名と故人の氏名が記載されている葬儀日程表または会葬礼状など （火葬のみの場合は埋火葬許可証の写しと火葬時の領収書） ☐ 葬祭を行った方（喪主）の銀行口座のわかるもの（通帳またはキャッシュカード） ☐ 来庁者の本人確認書類 ※その他戸籍謄本等が必要な場合があります。		
	後期高齢者医療保険料の納付が済んでいないとき	☐ 後期高齢者医療保険料納入通知書等		
	国民年金に加入しているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。		1 階⑨番
	国民年金の遺族基礎年金、寡婦年金、障害基礎年金を受けているとき			
	厚生年金を受けているとき			
	共済年金を受けているとき	右記にお問い合わせください。	★仙台南年金事務所 ☎022-246-5111 ★各共済組合	

■子育て

確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	子ども医療費受給者証の交付を受けているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。	保育給付課	2階②⑨番
	母子・父子家庭医療費受給者証の交付を受けているとき			
	小児慢性特定疾病の受給認定を受けているとき			
	未熟児養育医療の受給認定を受けているとき			

■子育て（つづき）			
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口
	自立支援医療（育成医療）の受給認定を受けているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。	保育給付課 2階 ^⑳ 番
	児童手当又は特例給付を受けているとき		
	児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給しているとき		
	お子さんが保育施設等を利用中または利用申込みをしているとき		

■介護認定を受けている方・65歳以上の方・障害のある方			★印は若林区役所以外の組織です。	
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等	担当課・窓口	
	介護保険被保険者証の交付を受けているとき	☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証等（お持ちの方のみ）	介護保険課	1階 ^㉑ 番
	各種高齢者保健福祉サービス（緊急通報システム・食の自立等）を利用しているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。		1階 ^㉒ 番
	敬老乗車証（70歳以上の方）の交付を受けているとき	☐ 敬老乗車証 ☐ 相続人の身分証（健康保険証又は資格確認書等） ☐ 相続人名義の通帳 ☐ 相続人の印鑑 ☐ 相続人が本人と同一世帯以外のときは戸籍謄本等（写）		
	心身障害者医療費受給者証の交付を受けているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。	障害高齢課	1階 ^㉓ 番
	各種手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けているとき	☐ 各種手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）		
	療育手帳を取得している方の保護者が亡くなられたとき（手帳取得者の年齢は問いません）	☐ 療育手帳		
	身体障害者手帳や障害福祉サービスを18歳未満で受給している方の保護者が亡くなったとき	☐ 身体障害者手帳（お持ちの方のみ）		
	自立支援医療費受給者証（更生医療・精神通院医療）の交付を受けているとき	☐ 自立支援医療費受給者証		
	特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けているとき	☐ 特定医療費（指定難病）医療受給者証		
	心身障害者扶養共済制度に加入しているまたは受給しているとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。	★総務省恩給担当 ☎03-5273-1400	
	旧軍人・軍属の恩給（扶助料）受給者が亡くなったとき	右記担当課・窓口にお問い合わせください。（恩給証書か支払通知書をお手元に置いてお電話ください。）		

（3枚目につづく）

■その他（税、バイク、相続、市営住宅）				★印は若林区役所以外の組織です。		
確認欄	手続き内容	手続きに必要なもの等		担当課・窓口		
	市内に固定資産（土地や家屋）を持っているとき		右記担当課・窓口にお問い合わせください。	★仙台市資産課税課 ☎022-214-8617		
	市・県民税の納付が済んでいないとき			税務会計課	1階⑭番	
	固定資産税の納付が済んでいないとき					
	軽自動車税の納付が済んでいないとき					
	市税の納税を口座振替にしているとき					
	125cc以下の原付バイクを持っているとき				1階⑯番	
	軽自動車を持っているとき				★宮城県軽自動車協会 ☎050-3816-1830	
	126 cc以上の二輪バイク、普通自動車（白ナンバー）を持っているとき				★東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011	
	農地を相続する方 【農業委員会への届出が必要です】			★仙台市農業委員会事務局 ☎022-214-4340		
	市営住宅へ入居しているとき			★仙台市建設公社募集課 ☎022-214-3604		
	相続登記（不動産の名義変更）が必要な方			★仙台法務局 ☎022-225-5611		

詳しい手続き内容や期限などは、各担当課・窓口へご確認ください。
若林区役所 022-282-1111（代表）